資料４

家庭ごみ処理手数料の引下げについて（報告）

１　概要

家庭ごみ処理手数料について１リットル0.4円とすることを内容とした「秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例」の改正案が令和８年３月に成立し、令和８年７月から施行されており、その内容について報告する。

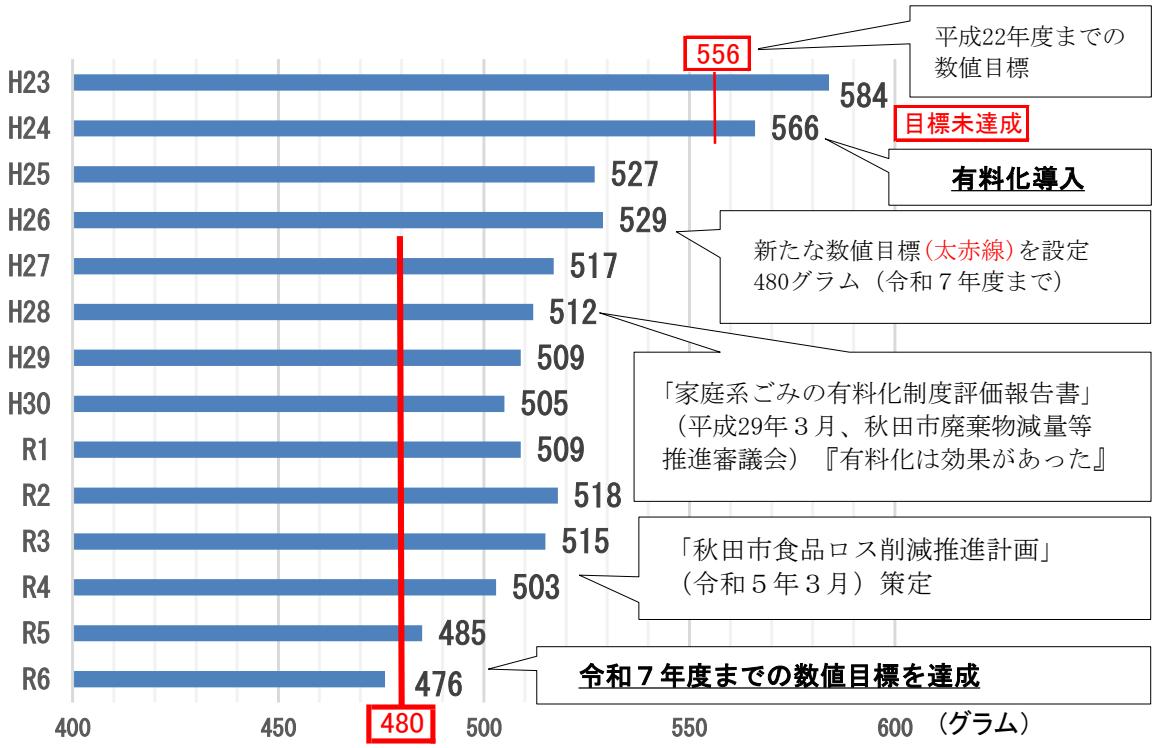
２　条例改正の背景

(1) 家庭ごみ有料化のこれまでの成果等

平成24年７月の家庭ごみ有料化導入（１リットル相当の手数料１円）以降、市民の協力を得ながら、ごみ減量を進めてきた。

令和６年度の一人１日当たりの家庭系ごみ排出量（476グラム）が令和７年度までの減量目標（480グラム）を１年前倒しで達成するなど、一定程度の有料化の成果をあげてきた。

【図１　一人１日当たり家庭系ごみ排出量の推移および状況】



(2) ごみ減量の数値目標

国が進める循環型社会の実現に向け、本市において、食品ロスの発生抑制や雑がみの再資源化の推進などに重点的に取り組むこととし、現在策定作業中である一般廃棄物処理基本計画の数値目標（一人１日当たり家庭系ごみ排出量）は、手数料を引き下げる場合であってもさらなる減量を目指した設定とした。

【図２　数値目標設定の考え方（これまでと今後）】

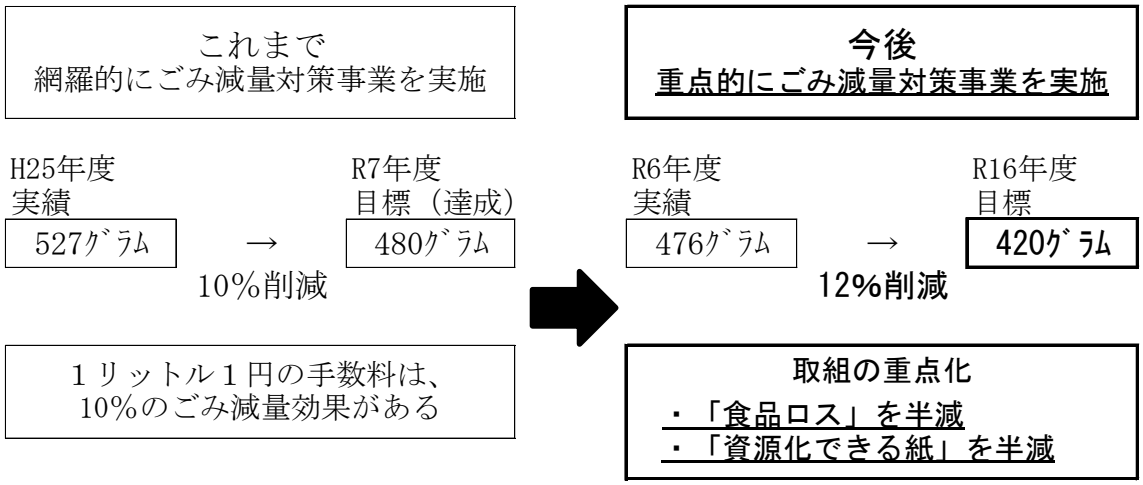
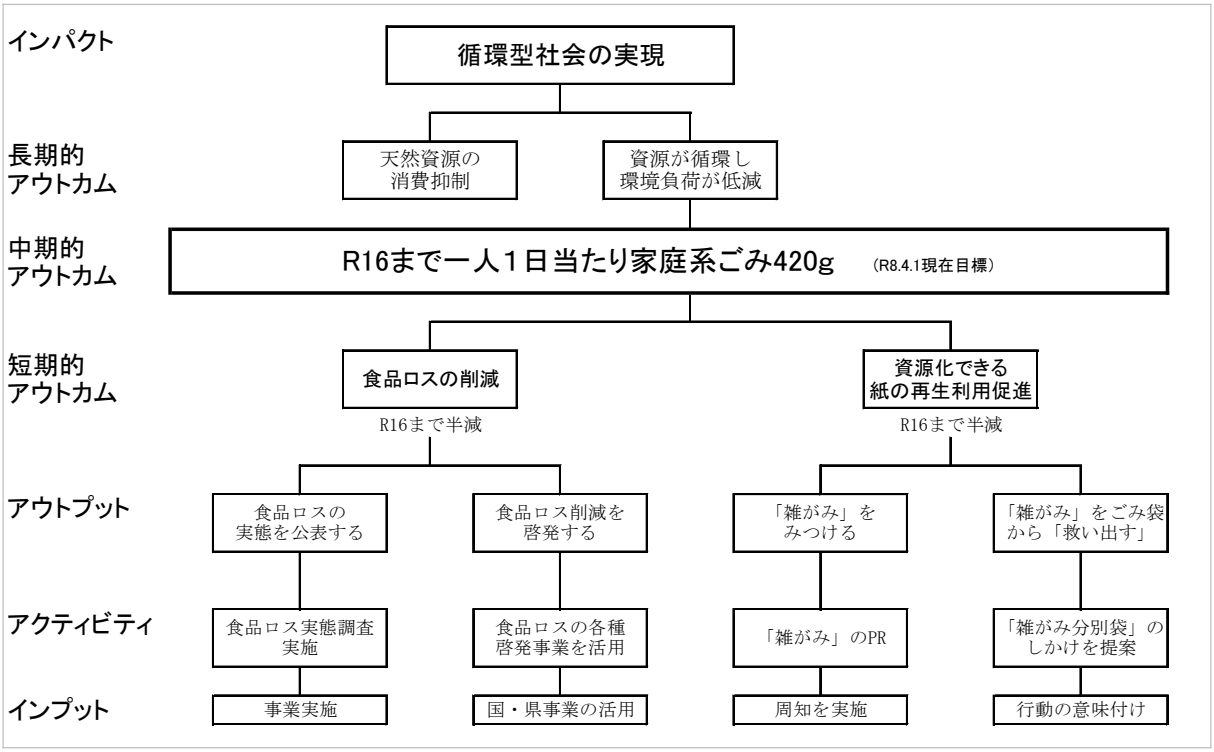


図２右下の「取組の重点化」という方針が、「循環型社会の実現」を目指す際に、与える影響や成果などの因果関係を体系的に図示すると以下のとおり。

【図３　変化経路図】



３　手数料の水準

物価高騰による社会経済情勢の変化などを踏まえ、市民負担の軽減を図るため、有料化を実施している東北県庁所在市と比較しつつ、ごみ減量への影響、市財政への影響等を総合的に考慮した上で、１リットル相当で0.4円とした。

なお、今後も有料化による経済的動機付けを維持して、ごみ減量を進めることとする。

4　施行までの対応等

(1) 条例公布後、広報あきたや市ホームページ等で周知を行った。図4-1

(2) 小売事業者を対象とし説明会を開催し、負担軽減措置や変更契約手続等を進めた。

(3) 手数料引下げ時も、小売店頭において、ごみ減量につながるよう、協力を求めた。図4-2

【図4-1　広報あきた2026年５月号掲載記事】



【図4-2　引下げ後小売店頭価格表示棚での周知ポップ】



